保険申込お手続きは SMS (ショートメール) からお願いいたします!



- ■保険期間開始日前までにお手続きの完了をお願いいたします。
- ■SMSからの申込お手続きについてご不明な点がありましたら、「お問い合わせ先(取扱代理店)」までご連絡ください。
- SMSからの申込お手続き方法および保障内容 の確認方法は裏面をご覧ください。



東京海上ミレア少額短期保険株式会社 東京海上ウエスト少額短期保険株式会社

SMS(ショートメール)お手続きの流れ

- ※以下に該当する方は「お問い合わせ先(取扱代理店)」までご連絡ください。
 - ・メールアドレスをお持ちでない方
 - ⇒メールアドレスの登録が必要となるため、SMS以外でお手続きを行っていただきます
 - ・「本人認証」のお手続きでロック状態となった方
 - ⇒SMSの再配信を行いロックの解除を行います
- ■取扱代理店で登録した携帯電話番号宛に、SMSが届きます
- docomo、au、楽天の場合は「050-5213-0955」 または「050-5213-0957」、 SoftBankの場合は「21061」が、配信元番号として表示されます
- 1 SMSの「お手続き用URL」をタップ
- タ 保障内容の確認・本人認証のお手続き
 - ■保障内容の確認は画面最下部のURLから行ってください。

生年月日	必須	西暦	年	月	日		
携帯電話番号	号 必須		-]-[
お手続き画面に進む							

申込内容の確認・入力

■お申込内容は、賃貸借契約に基づき取扱代理店がお勧めする内容を入力しています。 お申込内容をご確認いただき、訂正等が必要な場合には、ご契約者様ご自身で訂正入力の上で 『**申込内容確認へ**』のボタンをタップしてください。

お申込み

- ■「重要事項説明書はこちら」をタップし、表示される書面をご確認ください。
- ■お申込内容がご契約者様のご意向に沿ったものであるかご確認の上で 「確認しました」2か所にチェックいただき、『この内容で保険契約を申し込みます』 のボタンをタップしてください。
- 5 申込お手続きの完了
 - ■右記のような新規申込完了画面が表示されれば、 Web上でのお手続きは完了です。
 - ■契約者さま専用ページのID・パスワードは ご登録いただいたメールアドレスにお送りします。
 - ※ドメイン指定の解除、もしくは当社ドメイン「@tmssi.co.jp」「@twssi.co.jp」を受信できるように設定をお願いいたします。

新規申込完了

以上でWebでのお申込み手続きは完了しました。 お手続きありがとうございました。

ログインID:M00000000 仮パスワード:Ab123456

6 保険料のお支払い

■保険料のお支払いについては取扱代理店から別途ご案内します。

お部屋の保険プイドエ

賃貸住宅での暮らしをサポートします。「お部屋の保険 ワイドII」は、居住用の賃貸住宅等にお住まいの方を対象とし、 入居者の方の家財保障、家主さんへの賠償責任保障や修理費用保障をはじめ各種保障を組み合わせた商品です。

このリーフレットは、各保障内容をわかりやすく紹介したものです。詳細は「ご契約のしおり(約款)」を参照ください。

家財保障 借用戸室内に収容される被保険者所有の家財に次の 1から 10までの 事故によって損害が生じた場合に、家財保険金をお支払いします。



1 火災 失火やもらい火など



2 落雷



B 破裂·爆発

ガス爆発など



4 落下・飛来・ 衝突・倒壊

> 建物外部からの 物体による



5 水濡れ

給排水設備の事故・ 他人の戸室で生じた 事故による水濡れ



6 騒乱· 労働争議

暴力行為・破壊行為



恣難 ※1

窃盗・強盗など



8 風災·雹災· 雪災 *2

台風・豪雪など



9 水災 *3

床上浸水など



10 破損・汚損 ^{※4}

11~9以外の不測かつ突発的な事故

- ※1:現金の盗難は20万円限度。預貯金証書の盗難は200万円限度。貴金属・宝石・美術品等の盗難は、1個または1組につき30万円限度かつ1回の事故につき100万円限度
- ※2:自己負担額5千円(損害の額が20万円以上になった場合には、自己負担額を適用しません。)
- ※3:家財保険金額の10%が限度
- ※4:1回の事故につき50万円限度(自己負担額3万円)
- *借用戸室がサービス付き高齢者住宅または専用使用権のある有料老人ホームに該当する場合には、借用戸室内においてレンタルしている福祉用具(介護ベッド、歩行器など)も家財として保障します。また、借用戸室が属する建物が所在する敷地内の建物内に持ち出している家財も保障します。

お支払いします

- ●タバコの火の消し忘れで火災を起こし、家具や洋服を 焼失させてしまった。
- ●隣家の火災が延焼し、家具や洋服が焼失してしまった。
- ●上の階からの漏水によってパソコンが故障してしまった。
- ●借用戸室のあるアパートの駐輪場に停めてあった自転車 が盗まれてしまった。
- ●ガス漏れによるガス爆発で家具や食器が壊れてしまった。

お支払いできません

- ●地震に伴う火災で家財が焼失してしまった。
- ●落雷でパソコンが故障し、パソコン内のデータが消えた場合のデータの損害
- ●外出先で停めていた自転車を盗まれてしまった。
- ●外出中、車上荒らしに遭い、車の中にあったカメラを盗まれてしまった。

借家人賠償責任保障



次の①~③に該当する事故により、借用 戸室を損壊させてしまい、大家さんに 対する法律上の損害賠償責任を負う 根今

①火災

②破裂·爆発

③給排水設備の使用または管理に 起因する漏水・放水または溢水による 水響れ

お支払い します

- ●洗濯機のホースが外れて漏水し、 借用戸室の床に損害を与えた。
- ●タバコの火の消し忘れで火災を 起こし、借用戸室を焼失させた。

お支払い できません

●共用部分の水道管の老朽化に より、階下に漏水して損害が発生 した。

個人賠償責任保障



次の①②に該当する事故により、他人 の身体の障害または財物の損壊に ついて、法律上の損害賠償責任を負う 場合

- ①借用戸室の使用または管理に起因 する事故
- ②被保険者※5の日常生活に起因する 事故
- ※5:保険証券記載の被保険者 およびその同居の親族

............

お支払い します ●トイレを詰まらせ水があふれた ため、階下の入居者の家財に損害 を与えた。

お支払い できません ●自動車を運転中、他人に接触し、 ケガをさせてしまった。

死亡時修理費用保障



死亡による修理費用

被保険者の死亡により、借用戸室が損害を受けた際の清掃・消臭・修理の費用を被保 険者※6が負担した場合

遺品整理費用

被保険者が死亡し、借用戸室を貸主に明け渡すために必要な遺品の整理費用を被保険者※6が負担した場合

※6:法定相続人・保証人を含みます。

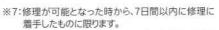
.......

お支払い します ●入院中に被保険者が死亡し、お部屋を 明け渡すために遺品の整理費用が 発生した。

お支払い できません ●引越しの際に故人の遺品を処分した。

災害修理費用等保障

次の損害が発生し、被保険者が自らの責めに帰すべき事由により賃貸借契約等に基づく義務に反した場合もしくは賃貸借契約等に修理すべき定めがある場合または修理すべき急迫の事情*7がある場合で、自費で借用戸室の損害を修理した場合に、その費用に対して修理費用保険金をお支払いします。*8



※8:借家人賠償責任保険金および死亡時修理費用 保険金をお支払いする場合を除きます。



借用戸室の 修理費用

家財保障の1~9の 事故による借用戸室 の修理費用



洗面台・浴槽・便器の修理費用

不測かつ突発的な事故により洗面台・ 浴槽・便器およびこれらの付属物が 破損し修理した場合

*自己負担額1万円



ドアロック交換費用

いたずら等による、ドアロック(錠) に対する破壊、または借用戸室の カギを外出先で盗まれた場合

*1回の事故につき3万円限度



取付板ガラスの 修理費用

借用戸室の取付板ガラスが 破損し修理した場合



専用水道管修理費用

借用戸室専用水道管の凍結により損害 が生じ修理した場合

*1回の事故につき30万円限度

*1回の事故に

凍結再発防止費用 借用戸室専用水道管に凍結事故が発生 し、その箇所に再発防止を施す場合

*1回の事故につき1万円限度

お支払い できません ●外出先で部屋のカギを紛失してしまったため、ドアロック(錠)を交換した。

- ●日常生活により床が摩耗した。
- ●絵画を飾るために壁に釘を打った。退去の際に原状回復を求められて、 修理費用が発生した。

各種費用

します



臨時宿泊費用

家財保障の 1~10の事故により借用戸室が属する建物が損害を受け、電気・ガス・排水設備・生活用通路等が利用できなくなり一時的に有料宿泊施設を利用した費用*1室1泊3万円限度かつ14泊まで、1回の事故につき20万円限度

●借用戸室の火災により水道が止まったため、ホテルに宿泊した。

●他人のいたずらで鍵穴に異物を詰められたため、ドアロック交換した。



被災転居費用

家財保険金をお支払いする場合で、その事故で建物に半損以上の損害が生じ、居住ができなくなった際の①転居先の賃貸借契約等に必要な諸費用 ②転居先への引越費用*1回の事故につきそれぞれ20万円限度



残存物取片づけ費用

家財保険金をお支払いする場合で、損害を受けた家財の残存物の取り壊し、搬出、清掃に必要な費用*1回の事故につき家財保険金の10%限度

●津波により借用戸室が全損となった。

●化粧瓶を落とし、洗面ボールを割ってしまった。

●入浴中に転倒して浴槽を破損させてしまった。

●急激な寒暖差で網入りガラスにヒビが入った。



失火見舞費用

借用戸室から火災・破裂・爆発が発生し、他人の 所有物に損害を与え、見舞金等が生じた場合 *被災世帯数×10万円。

ただし、1回の事故につき家財保険金額の20%限度



地震災害費用

借用戸室が属する建物が地震等で 全損となった場合

*1回の事故につき20万円

お支払い できません

●誰かが侵入した形跡があり、気持ちが悪いのでホテルに宿泊した。

お部屋の保険。ワイドエ

住生活総合保険

契約タイプ別保険金額一覧表

保険期間 2年

家財を再取得するのに必要な金額(家財保険金額)から契約タイプをお選びください。

	契絲	勺夕	イフ	ĵ	J22	J24	J25	J26	J27	J30
保	険料	의 (—	- 時 払	(لا	17,000円	19,000円	20,000円	21,500円	23,000円	26,500円
保険金	家	財	保	障	250 万円	350 万円	400 万円	500 万円	600 万円	800万円
		人賠償 、賠償				2,000万円	2,000万円	2,000万円	2,000万円	2,000万円
	災害修理費用等保障			100万円	100万円	100万円	100万円	100万円		
	死亡	時修理	里費用·	保障	50 万円	50万円				

※1事故における借家人賠償責任保険金と個人賠償責任保険金のお支払い合計額は、2,000万円が限度となります。

※この保険の保障内容については、「ご契約のしおり(約款)」または「重要事項説明書」をご参照ください。

東京海上ミレア少額短期保険株式会社東京海上ウエスト少額短期保険株式会社

(共同保険の幹事保険会社については、保険証券または契約者さま専用ページでご確認ください。) B469(0)

[※]家財保障の保険金額を基準に契約タイプをお選びください。家財保障の保険金額の目安は、「重要事項説明書」または「リーフレット」に記載の「保険金額 (契約タイプ)の選択」をご参照ください。